

埼玉県生活環境保全条例に基づく物質別の取扱量集計表

平成20年度の川口市における物質別の取扱量

(単位:kg/年)

物質名	特定化学物質区分	物質番号	取扱量	取扱量内訳		
				使用量	製造量	取り扱う量
亜鉛の水溶性化合物	第一種	1	20,000	20,000	0	0
アクリロニトリル	第一種	7	9,000	9,000	0	0
アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	第一種	9	2,300	2,300	0	0
アセトニトリル	第一種	12	1,200	1,200	0	0
アニリン	第一種	15	250,000	250,000	0	0
m-アミノフェノール	第一種	21	680	680	0	0
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	第一種	24	41,520	17,520	24,000	0
アンチモン及びその化合物	第一種	25	7,600	7,600	0	0
4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)	第一種	30	3,800	3,800	0	0
2-イミダゾリジンチオン	第一種	32	280,000	0	280,000	0
エチルベンゼン	第一種	40	1,023,540	16,740	0	1,006,800
エチレングリコール	第一種	43	22,890	10,900	0	11,990
エチレングリコールモノエチルエーテル	第一種	44	2,400	2,400	0	0
エチレングリコールモノメチルエーテル	第一種	45	1,100	1,100	0	0
エチレンジアミン	第一種	46	170,000	170,000	0	0
エピクロロヒドリン	第一種	54	7,300	7,300	0	0
-カプロラクタム	第一種	61	1,300	1,300	0	0
キシレン	第一種	63	4,380,920	62,020	0	4,318,900
グリオキサール	第一種	65	110,000	0	0	110,000
クレゾール	第一種	67	99,000	99,000	0	0

埼玉県生活環境保全条例に基づく物質別の取扱量集計表

平成20年度の川口市における物質別の取扱量

(単位:kg/年)

物質名	特定化学物質区分	物質番号	取扱量	取扱量内訳		
				使用量	製造量	取り扱う量
クロム及び3価クロム化合物	第一種	68	30,300	22,600	7,700	0
6価クロム化合物	第一種	69	20,500	17,200	3,300	0
クロロベンゼン	第一種	93	510	510	0	0
クロロホルム	第一種	95	4,600	4,600	0	0
コバルト及びその化合物	第一種	100	2,500	2,500	0	0
酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	第一種	101	4,100	4,100	0	0
酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	第一種	103	9,000	9,000	0	0
無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	第一種	108	1,300	1,300	0	0
2-(ジエチルアミノ)エタノール	第一種	109	10,000	10,000	0	0
N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	第一種	115	65,500	6,500	0	59,000
o-ジクロロベンゼン	第一種	139	35,000	35,000	0	0
2,6-ジクロロベンズニトリル(別名ジクロロベニル又はDBN)	第一種	143	19,000	19,000	0	0
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	第一種	145	215,100	215,100	0	0
ジフェニルアミン	第一種	159	1,090,000	1,080,000	10,000	0
N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	第一種	166	5,400	5,400	0	0
N,N-ジメチルホルムアミド	第一種	172	2,040	2,040	0	0
スチレン	第一種	177	788,720	788,720	0	0
チオ尿素	第一種	181	27,700	27,700	0	0
1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1.3.7]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	第一種	198	50,640	50,640	0	0
テトラクロロエチレン	第一種	200	8,100	8,100	0	0

埼玉県生活環境保全条例に基づく物質別の取扱量集計表

平成20年度の川口市における物質別の取扱量

(単位:kg/年)

物質名	特定化学物質区分	物質番号	取扱量	取扱量内訳		
				使用量	製造量	取り扱う量
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	第一種	204	122,000	23,000	0	100,000
銅水溶性塩(錯塩を除く。)	第一種	207	106,550	77,860	29,150	0
トリクロロエチレン	第一種	211	22,800	22,800	0	0
2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	第一種	212	10,000	10,000	0	0
1,3,5-トリメチルベンゼン	第一種	224	154,070	1,200	0	152,870
トルエン	第一種	227	11,333,540	3,042,540	0	8,291,000
鉛及びその化合物	第一種	230	2,600	2,600	0	0
ニッケル	第一種	231	1,160	500	660	0
ニッケル化合物	第一種	232	11,600	11,600	0	0
N-ニトロソジフェニルアミン	第一種	238	8,200	8,200	0	0
二硫化炭素	第一種	241	1,200,000	1,200,000	0	0
ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	第一種	249	41,000	41,000	0	0
ヒドロキノン	第一種	254	1,160,000	1,040,000	0	115,000
ピペラジン	第一種	258	230,000	230,000	0	0
o-フェニレンジアミン	第一種	262	410,000	410,000	0	0
p-フェニレンジアミン	第一種	263	1,000	1,000	0	0
m-フェニレンジアミン	第一種	264	3,400	3,400	0	0
p-フェネチジン	第一種	265	40,000	40,000	0	0
フェノール	第一種	266	385,300	385,300	0	0
フタル酸ジ-n-オクチル	第一種	269	1,600	1,600	0	0
フタル酸ジ-n-ブチル	第一種	270	4,300	4,300	0	0

埼玉県生活環境保全条例に基づく物質別の取扱量集計表

平成20年度の川口市における物質別の取扱量

(単位:kg/年)

物質名	特定化学物質区分	物質番号	取扱量	取扱量内訳		
				使用量	製造量	取り扱う量
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	第一種	272	33,840	33,840	0	0
ふっ化水素及びその水溶性塩	第一種	283	4,000	4,000	0	0
ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)	第一種	297	61,100	61,100	0	0
ベンゼン	第一種	299	435,200	0	0	435,200
ほう素及びその化合物	第一種	304	5,600	5,600	0	0
ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	第一種	307	27,660	27,660	0	0
ホルムアルデヒド	第一種	310	2,600	2,600	0	0
マンガン及びその化合物	第一種	311	178,370	58,370	120,000	0
無水マレイン酸	第一種	313	44,600	44,600	0	0
メタクリル酸	第一種	314	6,800	6,800	0	0
メタクリル酸2-エチルヘキシル	第一種	315	930	930	0	0
メタクリル酸メチル	第一種	320	18,000	18,000	0	0
N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	第一種	333	97,000	0	97,000	0
-メチルスチレン	第一種	335	86,000	86,000	0	0
モリブデン及びその化合物	第一種	346	1,600	1,600	0	0
1・1-ジメチルヒドラジン	第二種	43	2,000	2,000	0	0
アンモニア(アンモニア水を含む)	県指定	2	249,300	249,300	0	0
塩化水素(塩酸を含む)	県指定	7	430,780	430,780	0	0
ジエチルサルフェート 硫酸ジエチル	県指定	21	8,300	8,300	0	0
硝酸	県指定	25	1,976,800	1,976,800	0	0
トリエチルアミン	県指定	27	3,240	3,240	0	0

埼玉県生活環境保全条例に基づく物質別の取扱量集計表

平成20年度の川口市における物質別の取扱量

(単位:kg/年)

物質名	特定化学物質区分	物質番号	取扱量	取扱量内訳		
				使用量	製造量	取り扱う量
二酸化硫黄(燃焼生成物を除く。)	県指定	30	100,000	0	100,000	0
フタル酸ジメチル	県指定	39	5,200	5,200	0	0
n-ヘキサン	県指定	45	154,300	154,300	0	0
p-ベンゾキノン	県指定	48	62,000	0	62,000	0
マグネシウム	県指定	52	2,200	2,200	0	0
メタノール	県指定	54	366,400	335,400	26,000	0
メチルイソブチルケトン	県指定	55	50,930	50,930	0	0
メチルエチルケトン(別名MEK)	県指定	56	1,654,730	1,654,730	0	0
硫化水素	県指定	60	144,800	4,800	140,000	0
硫酸(三酸化硫黄を含む)	県指定	61	335,500	335,500	0	0
硫酸ジメチル	県指定	62	960,000	960,000	0	0
全物質合計			31,583,460	16,074,350	899,810	14,600,760

有効数字の関係で取扱量と取扱量の内訳の合計は必ずしも一致しません。

取扱量の内訳は以下のとおりです。

使用量・・・事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量・・・事業所において製造した量(副生成物も含む)

取り扱う量・・・入荷した特定化学物質を自らは使用しないで、卸売りや小売りのために、事業所内で貯蔵所等に移し替える量